

外壁、屋根・天井または床（基礎断熱）の施工部分ごとに、一定の使用量以上の断熱材を利用する断熱改修を対象とします（省エネ基準レベル、ZEHレベルにより最低使用量は異なります）。

実施された工事の内容に応じて「全体断熱」が「部分断熱」を選択してください。

※本事業の事務局に登録されている型番の製品を使用した工事のみを対象とします。

改修後の外壁、屋根・天井または床の施工部分ごとに、最低使用量以上の断熱材を使用する改修に応じて補助額を決定いたします。なお、入力いただく使用量によって「省エネ基準レベル」が「ZEHレベル」かが自動判定され、それぞれ補助額が異なります。

施工部分	断熱材の区分*2 熱伝導率(単位: W/m・K) 住宅種別	断熱材最低使用量(単位: m ³ (立米))				1戸あたりの補助額
		A-1/A-2/B/C		D/E/F		
		0.052~0.035		0.034以下		
		戸建住宅	共同住宅	戸建住宅	共同住宅	
外壁	省エネ基準レベル	6.0	1.7	4.0	1.1	112,000円 /戸
	部分断熱の場合*3	3.0*4	0.9	2.0*4	0.6	56,000円 /戸
	ZEHレベル	11.0	3.1	7.0	1.9	151,000円 /戸
	部分断熱の場合*3	5.5*4	1.6	3.5*4	1.0	75,000円 /戸
屋根・天井	省エネ基準レベル	6.0	4.0	3.5	2.5	40,000円 /戸
	部分断熱の場合*3	3.0	2.0	1.8	1.3	20,000円 /戸
	ZEHレベル	12.0	8.0	8.0	5.7	54,000円 /戸
	部分断熱の場合*3	6.0	4.0	4.0	2.9	27,000円 /戸
床	省エネ基準レベル	3.0	2.5	2.0	1.5	72,000円 /戸
	(基礎断熱の場合)	0.9	0.375	0.6	0.225	
	部分断熱の場合*3	1.5*5	1.3	1.0*5	0.8	36,000円 /戸
	(基礎断熱の場合)	0.45	0.195	0.3	0.12	
	ZEHレベル	6.0	5.0	3.0	2.3	96,000円 /戸
	(基礎断熱の場合)	1.8	0.75	0.9	0.345	
部分断熱の場合*3	3.0*5	2.5	1.5*5	1.2	48,000円 /戸	
(基礎断熱の場合)	0.9	0.375	0.45	0.18		

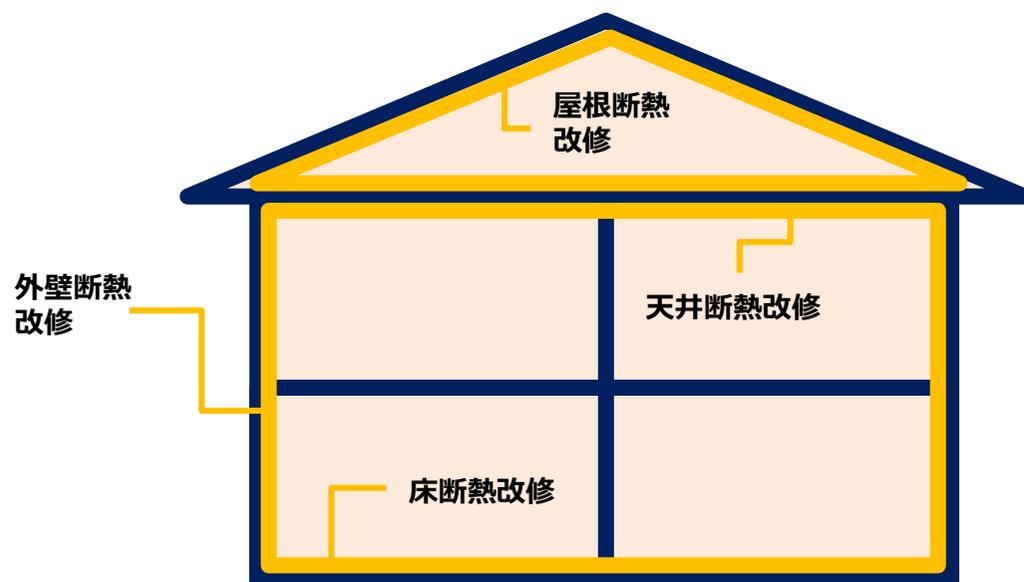
- *1 実施された工事内容を基に申請者が「全体断熱」か「部分断熱」、「省エネ基準レベル」か「ZEHレベル」を選択し、その申請内容により補助額が決定される。
- *2 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。
- *3 「部分断熱」とは、上表に示す部分断熱の場合の断熱材使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。
- *4 間仕切壁を含む。
- *5 最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

基本的な考え方

- 「**全体断熱**」：建物全体の断熱性を向上する工事
(建物全体のため外皮のみとなる)
- 「**部分断熱**」：居間や寝室など建物の一部分の断熱性を向上する工事
(一部屋を構成する部分として間仕切壁を含む)

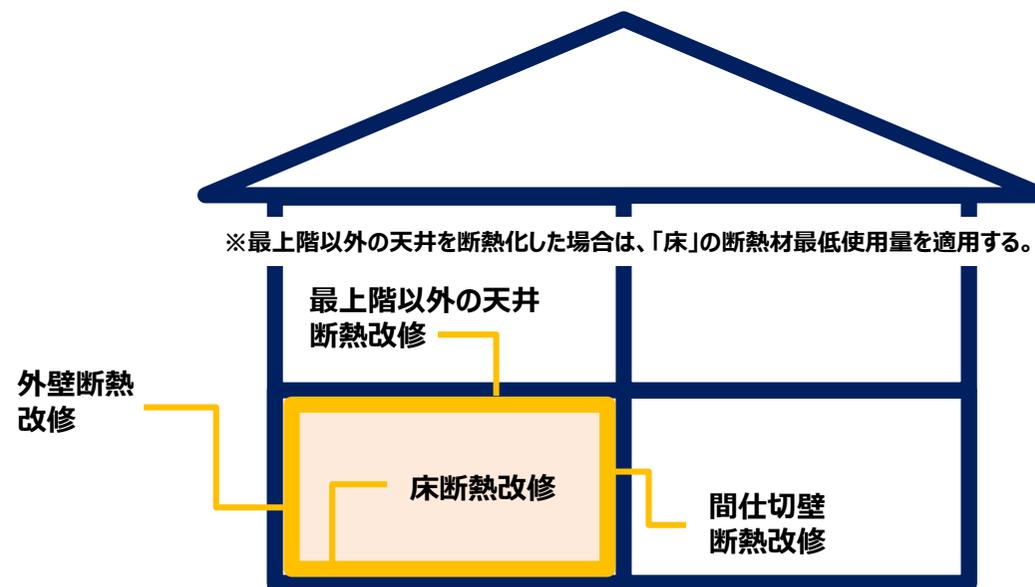
「全体断熱」(例)

例) 家全体を断熱改修を行った場合



「部分断熱」(例)

例) 1階の居間の断熱改修を行った場合



具体的な補助額判定の考え方は下記通りとなります。

①住宅種別

- ・ 補助対象となる住宅が「戸建住宅」であるか、「共同住宅」であるか

②全体/部分の判定

- ・ 工事自体が、当該住宅に対して、「全体断熱」改修か「部分断熱」改修か（※P2参照のこと）

③施工部分

- ・ 当該工事の中で、どの部分に対して改修を行なったのか
（“外壁”、“屋根・天井”、“床”など、どの部分への工事に対して申請を行うのか）

④製品・断熱材区分

- ・ 当該部分の改修に使用したのはどの製品か
（入力いただく製品型番によって、“断熱材区分”を自動判定）

⑤使用量

- ・ 当該製品の使用量は何 m^3 か
（入力いただく使用量によって、“省エネ基準レベル”か“ZEHレベル”かを自動判定）